

## NPO 人とペットの防災ラボ 会則

### 第1章 総則

(名称)

#### 第1条

本会は、「NPO 人とペットの防災ラボ」と称する。

(事務所)

#### 第2条

本会の本部事務所は、大阪府東大阪市角田2-3-34に置く。

(目的)

#### 第3条

本会は飼い主を含む動物に関わる全ての人に対して、もしもの災害時に備えて、人と、ペットが共生や共存できるよう、研修や啓発活動、支え合える人脈、ネットワークづくりに関する事業を行い、防災意欲向上並びに災害時の連携に寄与することを目的とする。

(活動・事業)

#### 第4条

本会は、前条の目的を達成するため以下の活動・事業を行う。

- (1) 災害時のペット同行避難、ペット同伴避難について啓発、情報発信を行う。
- (2) 災害時の避難所で起こる問題を予測し、避難所にあたる小、中学校にガイドラインを置くことを提言し、推奨する。
- (3) 避難所運営のシミュレーションとして、HUG ゲームペットバージョン等を取り入れた防災教育等に取り組む。
- (4) 他分野、他府県等の仲間が集まり、防災、減災に強いそれぞれの地域づくりを目指す。
- (5) 上記の目的を達成する為に必要な活動、事業を行う。

### 第2章 運営委員

(会員・会費)

#### 第5条

(1) 本会は、第3条の目的をよく理解し、上記活動、事業に積極的に参画又は協力するものを持って会員とする。会員並びに会費は次のとおりとする。

入会金 1,000円

ラボサポーター(個人会員)

(年会費 3,000円/1口以上)

法人会員(法人格を有する企業)

(年会費 30,000円/1口以上)

(2) 会員の有効期間は9月1日から8月31日の1年間とする。途中入会の場合も同額とする。3月以降の入会は半額とする。尚、一旦収めた会費については返納しない。

(入会手続き)

#### 第6条

会員になろうとするものは、所定の申込み用紙に記入後、役員会の承認を得た上で、当該年度の年会費を収めることによって本会の会員となる。役員会は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

(退会)

#### 第7条

(1) 会員は退会届を本会に提出し任意に退会することができる。

(入会の不承認)

(2) 以下の行為が認められた場合、入会申し込みを承認しない場合があります。

(3) 入会申し込みの際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、記入漏れがあった場合

(4) 入会申込後一定の期間(30日)を経過しても、会費の支払いがない場合

(5) 過去に、当団体からサポート会員資格を取り消されたことがある場合

(6) その他、当団体がサポーター会員条約を結ぶことを不相当と判断した場合

自動退会

#### 第8条

(1) 2年以上会費の支払いが延滞した場合は自動的に退会とする。

### 第3章 役員

(役員)

#### 第9条

本会の運営上、役員を置く

(1) 役員は第3条の目的をよく理解し、第4条の事業に積極的に参画し、本会の発展に寄与する者で、自薦、他薦をもって役員候補を選出し、会員による総会の出席者の過半数の信任をもって役員となる。

代表理事 1名

理事 2名

支部長数名

事務局長 1名

会計 1名

監査 1名

監事 1名

(2) 役員の任期は2年とする。但し再任は妨げない。

(3) 会の会計及び会の事業運営等に対する監査役として監事を1名置く。監事は役員以外から会の代表の推薦により指名し、役員会の承認を経て選任する。

## 第4章 会議

(種別)

### 第10条

本会を運営する会議は、全会員とした会員総会及び役員会とし、必要に応じて随時開催する。

(役員会)

### 第11条

役員会は、会の目的及び定期総会等の方針に則り、会の運営及び必要とする関係事項、会員総会審議案件について審議を行い決定する。

(意思決定)

### 第12条

- (1) 役員会に諮る事項における意思決定については、役員全員の合意を原則とし、やむなく採決による場合は出席者の過半数による。
- (2) 意思決定において、可否同数の場合は、何れの会議においても座長又は議長の意思により決定する。

## 第5章 財政

(会の運営財源)

### 第13条

本会の運営は、第4条に掲げる各種事業収入、会員の会費、寄付金、助成金、委託料等により賄う。

## 第6章 その他

(禁止事項)

### 第14条

この会は第3条の目的及び事業を遂行するためのものであり、特定の営業活動及び利益誘導、政治活動、宗教活動等に利用してはならない。

(会則の改定)

### 第15条

この会則を改定するには、役員会の承認を経て、会員総会において出席者の過半数の同意を得なければならない。

(解散)

### 第16条

- (1) 本会が解散する場合には、役員会の承認を経て、会員総会において会員の3/4以上の承認を得なければならない。
- (2) 本会が解散した時に残存する財産は、第5条に掲げる者のうち、解散時の総会において議決した者に譲渡するものとする。

(会計年度)

第 17 条

本会の会計年度は、当年の 4 月 1 日を期首とし、翌年の 3 月 1 日を期末とする。

以上

附則

1. この会則は、2019年6月1日から施行する。
2. 本会の設立当初の役員の任期は、第8条の規定にかかわらず、設立の日から2021年3月31日とする。
3. 本会の設立当初の事業並びに会計年度は、第16条の規定にかかわらず、設立の日から2021年3月31日とする。

設立年月日 平成 31 年 4 月 14 日